［事案 2024-142］入院給付金支払請求

・令和７年５月 15 日　裁定終了

＜事案の概要＞

約款の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和５年７月下旬に左手根管症候群の診断を受け、同年８月初旬から 10 月中旬まで入院したため、平成 30 年１月に代理店を通じて契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、約款に定める入院に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、給付金を支払ってほしい。

(1) 仕事中に包丁で左手を負傷し、左手のしびれや痛みによるこわばりが強く、手指の色が悪くなり、夜間は痛みで不眠状態となったため、リハビリテーションのために入院治療を希望した。

(2) うつ病の既往症があり、過去に２回交通事故に遭ったため、車を運転することを止められており、家族は働いていて毎日通院に付き添うことは難しかったため、通院治療はできなかった。

(3) 令和５年７月下旬に左手根管症候群と診断された際、主治医からは同日からの入院でもよいと言われたが、金銭面を考慮して翌８月初旬から入院した。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人は、自らの希望によって、令和５年８月から入院した。申立人は、通院にて治療を受けることが可能であったが、同年９月に予定されていた別の病院での手術を受けるまでの間、仕事に支障が出ることを理由に入院を希望した。当時申立人に歩行障害等の通院が困難となる事情はなかった。

(2) 令和５年８月初旬時点の自覚症状について、申立人は「少し痺れというか、動きにくい感じはあります。痛みはそんなにない」などと話しており、入院によって症状は軽快していない。入院中の治療はリハビリテーションとしての関節可動域運動、筋力増強運動、歩行練習であり、入院下でなければならない治療はなかった。

(3) 令和５年８月末に申立人が処方薬を過剰服用したため、病院は配偶者に連絡し退院を勧めた。これに対して、配偶者から処方薬の管理のみで十分との申し出があり、退院には至らなかったが、同院では処方薬の管理以上の診療は行われていなかった。処方薬の管理は医療機関でなければできないものではない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。